長岡市公告第１０７号

簡易評価型プロポーザル方式による中小企業魅力発信支援事業業務委託の実施について（公告）

簡易評価型プロポーザル方式による中小企業魅力発信支援事業業務委託を実施するので、次のとおり公告します。

平成２７年５月７日

長 岡 市 長　森　民　夫

１　実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による業務委託は、中小企業魅力発信支援事業業務委託について、参加希望者に提案書の提出を求め、その提案を別に定める評価基準によって評価する方法により、最も適した提案者と契約するものです。

２　委託概要

（１）委託番号　長商雇委第８号

（２）委 託 名　中小企業魅力発信支援事業業務委託

（３）委託期間　平成２７年６月（予定）から平成２８年３月３１日まで

（４）委託内容　市内企業の採用動画の制作とＰＲ
（制作した動画の著作権は長岡市に帰属するものとします。）

（５）委託金額　４，７００，０００円（税込）以内とする。
（上記の額は予算額であり、予定価格ではありません。）

３　参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要します。

（１）長岡市内に本社又は支店機能が所在する事業者であること。

（２）過去２年間における映像制作実績があること。

（３）市との打合せや連絡調整に対して、電話やメール対応だけでなく、市役所開庁時間内に迅速に対応することができること。さらに、効果的な企画立案や広報体制が整備されていること。

（４）市内企業とのネットワークを保有していること。

（５）障害者の雇用状況について、公共職業安定所へ報告義務のある企業は、障害者の雇用率が、法定雇用率を超えていること。

（６）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（７）その役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア　破産者で復権を得ない者
イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

（８）この公告の日以降に、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

（９）この公告の日以降に、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

（１０）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。

（１１）宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

４　参加表明書の提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、平成２７年５月１４日（木曜日）までに「簡易評価型プロポーザル参加表明書」（第２号様式）を長岡市商工部商業振興課に提出してください。

提出方法は、持参、郵送(配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。)、ファックス又は電子メールとします。

ただし、ファックス及び電子メールの場合は、着信を確認してください。

５　質問書の受付及び回答

４により参加表明書を提出した者は、平成２７年５月１９日（火曜日）までに、当該プロポーザルについて、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（第３号様式）により質問することができます。

質問に対しては、平成２７年５月２１日（木曜日）までに、参加表明書を提出した者全員に回答します。

６　提案書の提出について

当該プロポーザルの提案書は、次のとおり提出してください。

（１）提出期限　　平成２７年５月２８日（木曜日）午後５時（必着）

（２）提出方法　　持参又は郵送（書留郵便に限ります。）

（３）提出場所　　住　所　〒９４０－００６２
長岡市大手通２－６　長岡市役所大手通庁舎６階
電　話　０２５８－３９－２２２８
ＦＡＸ　０２５８－３６－７３８５
e-mail　syougyo@city.nagaoka.lg.jp

（４）ヒアリング　平成２７年６月１日（月曜日）
会場：長岡市役所大手通庁舎　６階　コラボレーションルーム
時間等：プロポーザル参加表明書の提出により参加事業者が確定しだい、別途通知する。

７　提案を求める事項
（１）会社概要
　　ア　社名
　　イ　本社及び市内の支社、支店、営業所等の所在地
　　ウ　資本金
　　エ　従業員数（本社及び支社、支店、営業所等別）
　　オ　業務内容
（２）過去２年間における映像制作実績（任意様式）
（３）今年度の障害者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所へ報告義務のある企業のみ）
（４）本業務の担当予定者の氏名
　　予定者が複数である場合は、主担当者を明示すること。
（５）本業務への取組体制
　　本業務への対応予定体制、当市からの指示・質問や来庁依頼等への応答体制
（６）取組方針や内容等
　　現在の企業の人材獲得における課題やその改善方法などに関する、貴社の現時点における認識や考え方を提案すること。
　　また、制作する動画のイメージが分かるよう、写真等を用いわかりやすく提案書に盛り込むこと（デモ用の動画の作成も可）。
（７）貴社のアピールポイント
（８）費用見積り
　　事業費見積額の算出根拠として、具体的に内容と経費（千円単位）で記載すること。
（９）業務スケジュール
　　契約後の業務スケジュール
（１０）提案書の書式
　　ア　用紙の向きは縦とし、Ａ４判横書きで、７（３）及び（４）を除き片面８枚以内に簡潔にまとめること。
　　イ　文字のポイントは、１０ポイント以上とすること。
　　ウ　表紙の記述項目は、件名、日付、会社名、担当者名、住所（本社及び長岡支社）、電話番号、ファクス番号並びにｅメールアドレスとする。

８　選考方法
　本市職員で組織する選考委員会において、提案書の提出者かつヒアリングに参加した者で、次の全ての要件に該当するものの中から、提案書やヒアリングの内容、見積金額により総合的に選考し、最優秀者及び次点者を決定します。
（１）提案書の記述が要件を満たしていること。
（２）見積金額が予算額以内であること。
（３）プレゼンテーションが規定時間内で完了していること。

９　選考結果通知
（１）選考結果は、参加者全員に通知します。

（２）不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して３日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。

１０　留意事項

（１）このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とします。

（２)提出された参加資格確認申請書は､このプロポーザル以外の目的には使用しません。

（３）提出された参加資格確認申請書及び提案書は、返還しません。

（４）不明な点については、長岡市商工部商業振興課にお問い合わせください。